令和８年度星渓園の魅力向上社会実験における喫茶運営事業業務委託
仕様書

１　業務委託名称

令和８年度星渓園の魅力向上社会実験における喫茶運営事業業務委託

２　本業務の目的

令和８年度星渓園の魅力向上社会実験における喫茶運営事業業務（以下「本業務」という。）は、公民連携まちづくりが推進される星川周辺において、星川通りから続くウォーカブル空間の一つとして、散策の目的地とするための実証実験をするにあたり、松風庵内に開設する喫茶の運営事業者を選定しその効果を検証することを目的とする。

３　契約期間

契約締結日から令和８年１２月２８日までとする。

４　履行場所

ア　施設名　星渓園内松風庵及び松風庵周辺庭部分

イ　所在地　熊谷市鎌倉町３２番地

ウ　喫茶設置場所　星渓園内松風庵

５　事業概要

星渓園の魅力向上社会実験庭園演出事業者と連携の上、社会実験実施期間中において喫茶の運営を行う。なお、営業にあたっては自らで保健所より当該施設内での営業許可を取得することを条件とする。

ア　営業期間　令和８年１１月２０日（金）～令和８年１２月２６日（土）

※準備、撤去期間として１１月１５日（日）～１２月２８日（月）の間の使用許可取得済

※保健所の営業許可のための一時的な施設の借用はこの限りではなく、相談の上、日程調整をすること。

イ　営業日　　営業期間のうち星渓園の休園日は除く

ウ　営業時間　午前１０時から午後３時半

※但しライトアップ実施日は午後６時半まで延長

（ア）ライトアップ実施日　１３日間

１１/２０（金）２１（土）２２（日）２７（金）２８（土）

１２/４（金）５（土）１１（金）１２（土）１８（金）１９（土）２５（金）２６（土）

６　業務内容

ア　業務遂行においては、添付の資料１、２を参考に検討すること

資料１　星渓園喫茶運営においての引継ぎ事項

資料２　無料で利用することが可能な食器類

イ　冬の時期の星渓園にふさわしく、松風庵内の厨房で火を用いた調理を実施しないで提供することができるメニューを作成し、提供すること

ウ　喫茶従事スタッフを雇用しその賃金を負担すること

エ　食品衛生法上の規定に留意した清掃・衛生管理に努めること

オ　喫茶から出るごみ処理を実施すること

カ　喫茶運営の日報を作成し、社会実験の効果検証のための報告書作成に協力すること（来客数、メニューごとの注文数、天気　等）

キ　庭園演出事業者と協議の上、天候等による臨時的なミスト操作の対応を行うこと

７　備品

ア　市が用意するもの

松風庵内の厨房の湯沸かし器、松風庵前庭等に設置したテーブル椅子、赤い番傘

イ　庭園演出事業者が用意するもの

・松風庵内喫茶スペースの机、イス、畳の養生用ござ

※机、イス、畳の養生用のござについて

星渓園内では畳の上でお茶会が開催されており、令和７年度社会実験実施にあたっては施設の維持管理の面から、机、イス等で畳を痛めることのないような形状のものを選択した。また、提供した飲食で畳を汚すことのないよう、畳の上にござを敷いて運営を行った。資料１参照

※庭園演出事業者が設定した内容以外の対応を行う場合は、市に相談のもと、実施すること。

ウ　喫茶運営事業者が用意するもの

メニュー提供のための食器、支払に関する機器、食品保存のための冷蔵庫、冷凍庫等、その他営業上必要となる物品全て

※食器については令和７年度社会実験で使用したものの利用も可能
資料２参照

８　経費負担

ア　市の負担とするもの

光熱水費については社会実験として実施するため市の負担とする

イ　喫茶運営従事者の負担とするもの

（ア）喫茶運営にかかわるスタッフの賃金

（イ）メニュー提供にかかる食材、消耗品

（ウ）その他、喫茶運営にかかる経費

ウ　修繕費の区分

期間内の通常の使用に伴い生じる軽微な修繕は、事業者の負担により行うものとする。

エ　売上

社会実験期間中における喫茶運営に関する売上は喫茶運営事業者に帰属する。

９　その他留意事項

ア　食品衛生法、消防法、建築基準法の順守

イ　騒音、臭気への配慮

ウ　原状復帰の義務

１０　契約に係る要件

本仕様に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合はその都度協議し実施していくこととする。

１１　その他事項

本仕様に定めのない事項や疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。